

平成30年8月から

70歳以上の  
皆様へ

# 高額療養費の自己負担 限度額が変わります

## 高額療養費制度とは…

同一月に医療機関等の窓口で支払った自己負担額が適用区分ごとに定められた自己負担限度額を超えて支払った場合に、その超えた金額を支給する制度です。

自己負担限度額は、個人の住民税課税所得（標準）額に応じて決まっていますが、同一世帯に70歳から74歳の方が2名以上いた場合、住民税課税所得（標準）額が一番高い方の適用区分での判定になります。

ある世帯の例：組合員（71歳） 個人の課税所得（標準）額 …390万円（現役並みⅡ）  
組合員の妻（70歳） 個人の課税所得（標準）額 …150万円（現役並みⅠ）  
→ 2人とも「現役並みⅡ」の適用区分での判定

平成30年8月から自己負担限度額が下表のように変更となります。

**課税所得（標準）額145万円～690万円未満の方は、ご注意ください!!**  
(適用区分が「現役並みⅡ」または「現役並みⅠ」に該当となる方)

平成30年8月診療以降、医療費の窓口支払いを自己負担限度額で済ませたい場合は、医療機関等窓口にて「**限度額適用認定証**」を提示する必要があるため、医療費が高額になる可能性のある方は**事前に申請し、交付を受けること**をお勧めします。

※「現役並みⅡ」または「現役並みⅠ」の方で、限度額適用認定証の交付を受けていない場合は、医療機関等窓口での支払いが「現役並みⅢ」の自己負担限度額での支払いになる可能性がありますので、ご注意ください。

### 平成30年7月までの自己負担限度額

	適用区分	外來+入院 (世帯ごと)	
		外來 (個人ごと)	外來+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得(標準)額 145万円以上	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当〉 44,400円(※2)
一般	課税所得(標準)額 145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 〈多数回該当〉 44,400円(※2)
住民税非課税	低所得者Ⅱ(※3)		24,600円
	低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円	15,000円

### 平成30年8月からの自己負担限度額

	適用区分	外來+入院 (世帯ごと)	
		外來 (個人ごと)	外來+入院 (世帯ごと)
	Ⅲ 課税所得(標準)額 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当140,100円(※2)〉	
	Ⅱ 課税所得(標準)額 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当93,000円(※2)〉	
	Ⅰ 課税所得(標準)額 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当44,400円(※2)〉	
	課税所得(標準)額 145万円未満(※1)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 〈多数回該当44,400円(※2)〉
	低所得者Ⅱ(※3)		24,600円
	低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

(※1)世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。  
(※2)過去12ヶ月以内に3回以上高額療養費に該当した場合は、4回目から「多数回該当」となり、自己負担限度額が下がります。  
(※3)住民税非課税世帯の方については、従来どおり、「限度額適用-標準負担額減額認定証」の交付申請が必要です。

## 限度額適用認定証の交付申請に必要な書類は以下のとおりです。

### ■提出書類(高齢受給者証更新時にご提出いただいている方は①の提出は不要です)

- 平成29年分(平成30年度申告分)の所得証明書(以下のいずれか1点)
  - ・市民税・県民税納税通知書の写し
  - ・確定申告書第1表及び3表の写し(税務署の收受印があるもの、また電子申告の場合は受理された詳細メールのコピー)
  - ・市町村民税(非)課税証明書の原本
 ※いずれも総所得額、所得控除額、住民税課税所得(標準)額、収入額等の明細部分及び氏名が記載されているもの
- 国民健康保険限度額適用認定申請書
- 申請人である組合員の身元確認書類(被保険者証・免許証・パスポート等の写し)